

老高発 0913 第 1 号
令和 7 年 9 月 13 日

都道府県
各 介護保険主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

「電子申請・届出システムデータ連携仕様」の改訂について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

電子申請・届出システム（以下「本システム」という。）の利用を原則化するための介護保険法施行規則の一部を改正する省令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、各地方公共団体におかれましては経過措置が終了する令和 8 年 3 月 31 日までに利用開始するよう、令和 7 年 12 月までに各種準備を完了いただくよう周知しているところです。

各地方公共団体における指定申請等の事務の更なる負担軽減に向けて、本システムと各地方公共団体の事業所台帳管理システムとのデータ連携が有効であることから、これまで「電子申請・届出システムデータ連携仕様」（初版：令和 5 年 6 月 16 日付老高発 0616 第 1 号、最終改正：令和 6 年 7 月 31 日付老高発 0731 第 2 号）により、連携に必要な仕様書をお示ししています。

今般、地方公共団体からの問い合わせ等を踏まえた本システムの改修を行うことから、「電子申請・届出システムデータ連携仕様」を構成する令和 6 年 3 月 27 日付老高発 0731 第 2 号で通知した「電子申請届出システムファイル連携仕様書」及び令和 6 年 7 月 31 日付老高発 0731 第 2 号で通知した「外部インターフェイス項目定義」を改訂し、別添のとおり定めましたので通知いたします。

なお、本システムの改修は、令和 7 年 10 月末のリリースを予定しています。